○障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

規則第25号

改正 平成25年4月1日規則第28号

(題名改称)

平成27年12月28日規則第53号

平成30年5月10日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)並びに児童福祉法(昭和22年法律164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者(以下「事業者」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則28·平30規則29·一部改正)

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、障害者総合支援法及びこれに基づく命令並びに児童福祉法及びこれに基づく命令に定めるところによる。

(平 2 5 規則 2 8 · 一部改正)

(指定の申請等)

第3条 障害者総合支援法施行規則第34条の59第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項に規定する申請書は、/特定相談支援事業所/障

害児相談支援事業所/指定(更新)申請書(別記第1号様式)とする。

2 事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口 その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(平25規則28·平30規則29·一部改正)

(指定の更新の申請等)

第4条 前条の規定は、事業者の指定の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「障害者総合支援法施行規則第34条の59第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項」とあるのは「障害者総合支援法施行規則第34条の59第3項及び児童福祉法施行規則第25条の26の6第3項」と、同条第2項中「事業者の指定」とあるのは「事業者の指定の更新」と読み替えるものとする。

(平30規則29·追加)

(変更の届出等)

第5条 障害者総合支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあっては変更届出書(別記第2号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては廃止・休止・再開届出書(別記第3号様式)により、それぞれ行うものとする。

(平 2 5 規則 2 8 · 一部改正、平 3 0 規則 2 9 · 旧第 4 条繰下·一部改正) (公示)

- 第6条 市長は、障害者総合支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24 条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。
  - (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地
  - (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
  - (3) 指定等の年月日
  - (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
  - (5) 事業の主たる対象者
  - (6) 事業所番号

(平25規則28·一部改正、平30規則29·旧第5条繰下)

(業務管理体制の整備等に関する事項の届出)

- 第7条 障害者総合支援法第51条の31第2項第2号及び同条第4項の規定による届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(別記第4号様式)により行うものとする。
- 2 児童福祉法第24条の38第2項第2号及び同条第4項の規定による届出は、 児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(別記第5号様 式)により行うものとする。

(平30規則29·追加)

(業務管理体制の整備等に関する事項の変更の届出)

- 第8条 障害者総合支援法第51条の31第3項の規定による届出は、障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の 整備に関する事項変更届出書(別記第6号様式)により行うものとする。
- 2 児童福祉法第24条の38第3項の規定による届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項変更届出書(別記第7号様式)により行うものとする。

(平30規則29·追加)

(補則)

第9条 この規則に規定するもののほか、事業者の指定等に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

(平30規則29・旧第6条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の目前に第1条の規定による改正前の習志野市障害者自立支援法施行細則、第4条の規定による改正前の習志野市障害児通所支援及び障害

児相談支援に関する規則及び第9条の規定による改正前の障害者自立支援法に 基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相 談支援事業者の指定等に関する規則により作成された用紙については、この規 則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用す ることができる。

附 則 (平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日規則第 5 3 号) 抄 (施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の目前にこの規則による改正前の第2条から第8条まで及び 第11条から第20条までに掲げる規則により作成された用紙については、こ の規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使 用することができる。

附 則 (平成30年5月10日規則第29号) この規則は、公布の日から施行する。 別記

第1号様式(第3条)

受付番号	

特定相談支援事業所障害児相談支援事業所

指定(更新)申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

 申請者
 所在地

 (設置者)
 名 称

 法人番号
 代表者

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に規定する指定 障害児相談支援事業所に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

	フリ	ガ	ナ												
	名		称												
申請	主たる事	務所の	所在地	(郵便	番号		_		)						
請者(設置者)	法人	、番	号												
設	法人である	場合	その種別								法人	所轄庁			
直者	連絡先	電	話番号									X 番 号			
1)	代表者	の職・	氏名	職		名					フ!	J ガ ナ 名			
	代表者	皆 の	住 所	(郵便	番号				)						
	フリ	ガ	ナ												
う指字	名		称												
うとする事業の種類指定(更新)を受けよ	事業所	fの所 <sup>7</sup>	在地	(郵便	番号				)						
不の種類	事業	きの種類	類	実施 事業		指定(更新 の事業	f)申請る 開始予定		del.	様	式	現に受	けている排	旨定の有効期間	満了日
想よ	特定相	談支援	事業						Ě	付	·表				
	障害児相									付	表				
	<b>异定相談支援</b>	事業の	の指定を受	けてい	る場	合は記載し	してくた	さい。							
	業所番号											指定	年月日		
	管害児相談支	援事	業の指定を	受けて	いる	場合は記載	載してく	ださい。			,				
	業所番号											指定	年月日		
	<b>地域相談支援</b>	事業(	地域移行	支援)の	指定	を受けてい	いる場合	は記載し	てくた	ごさい。					
• •	業所番号						<u> </u>					指定	年月日		
,	也域相談支援	事業(	地域定着	支援)の	指定	を受けてい	いる場合	は記載し	てくた	ごさい。	,				
• /	業所番号								:		<u>:</u>	指定	年月日		
	保険法の居宅	介護	支援事業の	指定を	受け	ている場合	合は記載	してくた	さい。						
• •	業所番号										:	指定	年月日		
	除法の介護	予防さ	支援事業 <i>の</i>	指定を	受け	ている場合	合は記載	してくた	さい。		:	11:-1			
事	業所番号										:	指定	年月日		

#### (備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 5 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の申請も併せて申請すること。

受付番号	

		名称												
事業所	戸	<b>近在地</b>	(郵便都	番号	_	-	)							
		- / 6- / 1												
L		E絡先		番号					FAX番号	<u> </u>				
当該事	T		こめてある I	る定款・	寄付行為	等の条文	I		第	条 第		第	号	
		リガナ						(垂	<b>『便番号</b>	_	)			
		氏名					住所							
管	生	年月日												
理	当該	事業所に	こおける	相談支援	専門員と	:の兼務の有	<b>手無</b>		有	٠	無			
者	他の	事業所又	(は施設の	の従業者	との兼務	务(以下、有の場合記載) 有 ・ 無								
		事業所の	名称					兼務	する職種					
		事業の	種類			勤務時間								
445							相談支援	後専門員			その個	也の者		
従事者の						専	従	兼	務	専 従		兼	東 務	
数(人)			常勤(人											
1 公職種			非常勤(	人) 人数(人)										
	Μσ	.,,,,,,,	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		レの兼務	     (有の場合	 、別紙に記述	齢)	1	<u> </u> 有	•	無		
	16.			5対象と			777/194(-1104	1947						
I π	総合		の定めの							す・ 無				
具体的な方法の実施体制の	的なに	主た対応		としてい	ない者~	<b>、</b> の								
な方法	相談	医療相	幾関や行	政との連	携体制									
12 0	援			多又は当 検討等を										
			営業日	1										
主			営業時	間										
主な掲示事		Ė	Eたる対	象者			特定			い者 · 知的 · 障がい児・		者		
事項		7	その他の	費用										
		通常	の事業集	<b> 尾施地域</b>										
		添	付書類			利用者か		解決する	こめに講ずる	例等、事業所の る措置の概要、 ・				

- 1. 特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方の指定を申請する場合についても、本様式1枚にまとめて提出してください。
- 2. 「受付番号」欄は、記入しないでください。 3. 「兼務」については、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所との兼務を除く。
- 4. 「総合的な相談支援の実施体制の具体的な方法」については、具体的な内容について記載する他、それぞれ根拠となる書類も提出 してください。

また、「主たる対象としていない者への対応体制」については、「事業の主たる対象とする障がいの種類の定めの有無」が有の 場合に記載すること。

- 5. 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別途資料として添付して差し支えありません。
- 6. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

他	Lの事業所又は施設の従業者と兼務	ぎする相談支援専門員を全て記載	してください。
	氏 名	事業所の名称	
1	フリガナ	事業の種類	兼務する職種
	氏名	勤務時間	
	氏 名	事業所の名称	
2	フリガナ	事業の種類	兼務する職種
	氏名	勤務時間	
	氏 名	事業所の名称	
3	フリガナ	事業の種類	兼務する職種
	氏名	勤務時間	
	氏 名	事業所の名称	
4	フリガナ	事業の種類	兼務する職種
	氏名	勤務時間	
	氏 名	事業所の名称	
5	フリガナ	事業の種類	兼務する職種
	氏名	勤務時間	

# 変更届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

所在地

事 業

名 称 法人番号

代表者

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事	業	所	番	号								
1	指定内容を変更した事業所	名				称								
		所		在		地	-4	TT	f <del></del>					
	変更があった事項				/-	<del>* = 141</del>	変!	変更の内容 (変更後)						
1	事業所(施設)の名称				(3	変更前)				(変	更後	发)		
2	事業所(施設)の所在地(設置の	)場所	)											
3	申請者(設置者)の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名及び住所													
6	定款・寄付行為等及びその登 は条例等(当該指定に係る事 のに限る。)													
7	事業所の平面図及び設備の概	要												
8	事業所の管理者の氏名、生年 び経歴	月日、	住所。	及										
9	相談支援専門員の氏名、生年 び経歴	月日、	住所。	及										
10	運営規程													
11	請求に関する事項													
12	役員の氏名、生年月日及び住	所												
	変更年月日						年	J	月	日				

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。 2 変更内容がわかる書類を添付してください。 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

所在地

事 業 着

名 称法人番号

代表者

印

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので届け出ます。

	事	業	所	番	号						
廃止(休止・再開)する事業所	名				称				 		
	所		在		地						
廃止・休止・再開した年	月日						年	月	日		
廃止・休止した理由											
現に指定計画相談支援又は 指定障害児相談支援を受けて 対する措置 (廃止・休止した場合の		者に									
休止予定期間				左	F	月	日	$\sim$	年	月	日

(注)

- 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止 前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。
- 3 廃止・休止の日の1月前までに届け出てください。

# 第4号様式(第7条第1項)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

印

このことについて、次のとおり届け出ます。

	) = =   =   =   =   =	( U) C 00	/ш ./ ш	100 / 0							
事業者(法人)番号											
1 届	晶出の内容										
	(1)障害者総合	支援法	第 51 条	の 31 🤅	第 2 項	第 2	号 関 係	(新規)			
	(2)障害者総合	支援法	第 51 条	න 31 §	第 4 項	関係	(区分の	)変更)			
	フリガナ										
	名 称										
	住 所	(郵便看	香号 ·	_	)						
	(主たる事務	_	祁 道		郡 ī	Ħ					
2	所の所在地)		5 県		区						
事			(ビルの名称等)								
-1HE	連絡先	電話番	号			FAX	X番号				
業	法人の種別										
   者	代表者の職名・	職名		7	リガナ			生年	年 年	三月	В
	氏名·生年月日	17. 1		氏	名			月日	'		
		(郵便習		_	) .						
	代表者の住所	_	部 道		郡市						
	府県 区   (ビルの名称等)										
2 1	(ビルの名称等) 3 事業所名称等 事業所名称 指定年月日 事業所番号 所 在 地										
1	事業所名称等 とび所 在 地	争未り	7 石 か	相走车	ЯП	争 未	川 留 写		斤 在	地	
2	人 ひ 所 往 地										
		計	ヵ所								
	章 害 者 総 合 支 援 上 の該 当 条 文	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~ ^ <del>+</del> =	· +	<b>8</b> 0 1	\	<del>_</del>	1 = v + + + = ·	<b>古 ** *</b> * * *		
	エの該当来又 事業者の区分)	障告石紀	総合文 抜	法法 弗 51	余のこ	31(指	定特定相	談 文 援・	事 耒 石)	)	
	<del>算</del> 害者総合支援		法令遵	守責任者	の氏名	(フリカ゛	<b>†</b> )		三年月1	——— 目	
	施行規則第 34	第2号							年	月	В
	の 62 第 1 項第										
	号から第 4 号に づく届出事項										
	第4号 条務執刊の状況の監査の方法の概要										
6											
区八	A										
分変	区分変更の理由	-									
更	一区分类电冷石机降阻全标 用当型(后)理										
	区分变更	日					年	月	日		

# 第5号様式(第7条第2項)

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

事業者 名 称 代表者氏名

印

このことについて、次のとおり届け出ます。

(	かことに りいて、次で			9 。							
	事業者(法人)番号										
1 1	<b>届出の内容</b>										
	(1)児童福祉法:	第 24 条	の 38 第	2 項 🤋	第 2 号	関 係(新 規	()				
	(2)児童福祉法	第 24 条	の 38 第	4 項	関 係(区	分の変更	)				
	フリガナ										
	名 称										
	住 所	(郵便	番号 -	_	)						
	(主たる事務所	i	都道		郡	市					
2	の所在地)	ļ ,	府 県		区						
事		(ビルσ	名称等:	)							
	連絡先	電話番	: 号			FAX番号	17				
業	法人の種別										
	代表者の職名・			フリ	ー Jガナ		生	年			
者	氏名·生年月日	職名		氏			月	日	年	月	H
		(郵便	番号 -	_	)						
	// /\	1	都道		郡	市					
	代表者の住所	ļ ,	府 県		区						
		(ビルσ	名称等	)							
3 }	事業所名称等	事業店	事業所名称 指定年月日 事業所番号 所 在 地								
7	及び所在地										
		計	ヵ所								
4			72 771								
	該当条文		1. 社 注 笙	24 冬	ന 38 (:	指定障害!	見相談	女 摇	重 業 え	<b>长)</b>	
	wョネヘ 事業者の区分)	儿主曲	пшдя	2 7 1	0, 00 (	II	עם בור טע		于木口	<b>-</b> /	
			注 全 道 5	立 書 任	老の氏を	」(フリカ*ナ)		生 名	∓月日		
1	児童福祉法施行	第2号		) Q L	4 00 10 1	1 (77% ) /			+ /1		
"	見則 25 条の 26 D 9 第 1 項第 2	7, 2 . ,									
	ファ 泉 I 頃 泉 Z 号 か ら 第 4 号 に	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要									
	とづく届出事項	第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要									
	T		1		\ \(\mu \) [	血重切力力	エ リ 1成	女			
6	区分変更前行政機		0.3部(向,	) 誄							
分	事業者(法人)番	方									
- 本   四 万 友 文 の 程 田											
更											
	区 分 変 更			年	月	E	3				

#### 第6号様式(第8条第1項)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 業務管理体制の整備に関する事項変更届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

事業者 名 称 代表者氏名

印

このことについて、次のとおり届け出ます。

事業者(法人)番号

#### 変更があった事項

- 1 法人の種別、名称(フリガナ) 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

	変	更	Ø	内	容
(変更前)					
( Z Z hij /					
(変 更 後)					

# 児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項変更届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

事業者 名 称 代表者氏名

印

このことについて、次のとおり届け出ます。

事業者(法人)番号

# 変更があった事項

1 法人の種別、名称(フリガナ) 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号

3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日 4 代表者の住所、職名

- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

	変	更	Ø	内	容
(変 更 前)					
(変更後)					

別記第1号様式(第3条)

(平27規則53・全改、平30規則29・一部改正)

第2号様式(第5条)

(平27規則53・全改、平30規則29・一部改正)

第3号様式(第5条)

(平27規則53·全改、平30規則29·一部改正)

第4号様式(第7条第1項)

(平30規則29·追加)

第5号様式(第7条第2項)

(平30規則29·追加)

第6号様式(第8条第1項)

(平30規則29·追加)

第7号様式(第8条第2項)

(平30規則29·追加)